

目次

1. 一人ぼっちの最高裁	P 1
2. 重大な事実誤認	P 2
3. もうかっちゃう	P 4
4. 量刑不当	P 6
5. 奇跡的ガバナンス	P 9
6. 事件の真相	P 11

1. 二人ぼっちの最高裁

ライブドア堀江上告審の弁護団による上告趣意書が最高裁に提出された。ホリエモンの刑事弁護人は、一審及び控訴審におけるヤメ検弁護団が解任され、最高裁は弘中弁護団が受任している。主任弁護人は「疑惑の銃弾」最高裁無罪で有名な弘中惇一郎弁護士であり、ネット辞典で弘中弁護士を検索すると「カミソリ弘中の異名をとる辣腕弁護士」と紹介されている。この弁護団には、他にも、国際航業事件無罪の喜田村洋一弁護士、長銀最高裁逆転無罪の坂井眞弁護士などの著名弁護士が参加している。ホリエモンは、最高裁にあわせて、日本の刑事弁護の最高峰を勢揃いさせた。平成18年の日本経済を震撼させたライブドア事件は、最高裁の最終コーナーで、波乱の最終章を迎える可能性がある。

あれだけマスコミに出ずっぱりであったホリエモンも、一審から控訴審の間は、得意のテレビにも出ず、おとなしく沈黙を守ったままであった。控訴審では公判にも出てこなかった。本年1月には共犯の宮内被告人が上告を断念して収監され、ホリエモンは一体何をしているのかと想像していたら、3月に「徹底抗戦」(集英社)と題した手記を突然出版し、それがいきなりベストセラーになっている。テレビにも出だした。弁護団の上告趣意書の提出に機を合わせて、ホリエモンの逆襲が始まっているのである。

ライブドア事件は、子会社のバリュークリック・ジャパン株をめぐる偽計取引及び風説の流布という第一の犯罪事実と、ライブドアの連結決算における経常利益に対する53億円の粉飾決算という第二の犯罪事実より構成されている。ここで偽計取引及び風説の流布は、本丸の粉飾決算事件に先行した別件逮捕における犯罪事実である。また、第二の犯罪事実の粉飾決算は、ファンドを使ったライブドア株式売却益に係る37億円の粉飾と、グループ会社間の架空売上による16億円の粉飾に二分され、後者はライブドアの財務諸表全体に対する重要性がない。すなわち、ライブドア事件の本丸は、ファンドを使ったライブドア株式売却益に係る37億円の粉飾なのであり、ホリエモンが最高裁で無罪を取るために

は、ここを完全に白にしなくてはならない。逆に言えば、ファンドを使ったライブドア株式売却益が白であれば、他の犯罪事実は放っておいても白くなってしまふのであり、したがって、ライブドア事件堀江最高裁の最大の攻防は、ほぼこの一点に集中するはずである。

ライブドア事件で逮捕・起訴されたライブドア関係者は、ホリエモンの他、ライブドアの最高財務責任者の宮内亮治氏、ライブドアファイナンス社長の中村長也氏、ライブドア・マーケティング社長の岡本文人氏、経営企画管理本部担当副社長の熊谷史人氏の合計5名である。ホリエモン以外の4名の関係者は、いずれも起訴事実を大筋で認めたものの、全員が犯行の計画性を否定している。

本件の共犯者としての中村、岡本、熊谷の三氏にはいずれも執行猶予刑が言渡され、宮内氏は懲役1年2ヶ月の実刑判決となり、ここで全員の刑が確定している。またライブドアの会計監査人であった旧港陽監査法人の小林元公認会計士及び久野元公認会計士も、結局罪を認めて執行猶予判決を得て、これまた兩名ともその刑が確定している。さらに実刑を食らった宮内氏は本年1月に収監されている。この中で、ホリエモンは任意捜査の段階から一貫して否認を貫き、たった一人最高裁で無罪を主張している。客観情勢からいえば、ホリエモンが無罪を取る可能性は極めて厳しいと言わなくてはならない。

2. 重大な事実誤認

ライブドアの粉飾決算は、日本の粉飾決算史上、唯一、実現利益によって粉飾決算を認定された事件である。本件での中核となる37億円のライブドア株式売却益は、(ライブドアの実質支配する)投資ファンドによって証券市場で売却されたものであり、現金決済された実現利益である。この点については裁判上の異論がない。そうすると、株を証券市場で売って儲かったのだから、それを利益にして何が悪いのかということになるのであるが、売った株が自社株の場合には、企業会計原則上まことにヤヤコシイ次の理屈がある。

- ・ ライブドア株式は、ライブドアの実質支配する投資ファンドによって売却された
- ・ 投資ファンドはライブドアファイナンスにより実質支配されていた
- ・ 売却益は、実質支配基準により、ライブドアファイナンスの収益とみなされる
- ・ ライブドアファイナンスはライブドアの連結子会社である
- ・ ライブドアファイナンスの親会社株式売却益は、ライブドアの連結決算上の自己株式売却益となる
- ・ 現行会計基準によれば、自己株式売却益は収益計上が否定され、これを資本剰余金としなければならない

すなわち実現利益ではあっても、それを連結決算上収益として損益計算書に計上したことが粉飾になるのであり、正しくは資本剰余金として貸借対照表に計上すべきであったという理屈である。

わが国において過去確定した粉飾決算は、ことごとく架空の未実現利益を財務諸表に計上した事件であり、実現利益の計上に関する企業会計原則違反を問われた粉飾決算事件など、有史以来ただの一件も存在しない。(注1) 古くは山陽特殊鋼やヤオハン、山一証券、長銀、あるいは比較的近時の日興コーディアル、IHIの粉飾決算まで、その全てが架空売上や架空在庫、あるいは簿外債務や不良債権に対する引当不足など架空利益を原因とするものである。そこで計上された架空利益は当然に未実現利益で、その後の期間においても現金決済されることなどなかった。すなわちライブドア事件以外の全ての粉飾決算は、ない利益をあるものとして財務諸表に計上した詐欺的粉飾決算だったのであり、利益の実現性においてライブドアとは決定的に異なる。ライブドアは、自社株売却益の財務諸表内における計上場所(収益として損益計算書に計上するか、あるいは、資本剰余金として貸借対照表に計上するか)を間違えたかもしれないが、何も架空利益を計上したわけではないのである。

ところで刑法上、「罪を犯す意思がない行為は罰しない」(刑法第38条第1項本文)とされている。ライブドアの経営者たちがこの自社株売却益の会計処理について刑事責任を問われるためには、自社株売却益を収益計上することがイケナイ事だと分かっていたなければならない。(故意)だから検察庁特捜部は、故意を否認する容疑者を全員逮捕したのである。(注2) 本件で起訴された被告人は、ホリエモンを除き、全員が自白調書を取られている。

したがって、ホリエモン以外の全員について、証拠上、本件粉飾の故意についての争いが無い。先に、ライブドア関係者の全員が本件犯行の計画性を否定していることを指摘したが、ということは、全員が有罪判決に多かれ少なかれ不満を抱いているに違いないが、一方で自白調書を取られているのであるから、彼らは故意について争いようがないのである。故意が争えなければ無罪の主張などできない。本件ライブドア事件の起訴関係者が全員罪を認めて刑が確定しているのは、自白調書という証拠上の必然に過ぎず、そのことをもってホリエモンの無実の主張を過小評価してはならない。

そこでホリエモンである。本件一審判決は、

「当裁判所は、本件各組合について、それをダミーというかどうかは別として、いずれも脱法目的で組成された組合であり、当該取引においてその存在を否定すべきであるから、実質的には、ライブドアファイナンスがライブドア株式を売却したものである。」
として、本件投資ファンドに対するライブドアファイナンスの実質支配を認定し、また、

「宮内の供述によれば、宮内は、本件当時から自己株式取引が資本取引であり、その処分差益が資本勘定となることは認識していたのであって、連結基準については深く勉強していなかったというものの、ライブドアファイナンスがライブドアの連結子会社となることは当然認識していたものと認められる」

として、宮内氏の自己株式取引に関する会計基準の認知を認定している。

ここで、宮内氏の連結会計基準及び自己株式に関する会計基準に対する認知は、宮内氏の供述から認定されているが、ホリエモンについてはそのような証拠に基づく故意の認定は一切なされておらず、また、ホリエモンが、本件犯罪事実を成立させる範囲といえども、連結会計基準及び自己株式に関する会計基準を認知していたという事実は存在しない。すなわち、ホリエモンは本件犯罪事実につき故意が全くなかったにもかかわらず、故意があったとする重大な事実誤認を受けたことになる。この重大な事実誤認は、証拠に基づくことなくなされた点において、著しく社会正義に反する。

3. もうかっちゃう

一審判決においては、ホリエモンの本件株式売却益に関する認識を裏付ける発言として、

- ・ 被告人は笑いながら「そんなにもうかっちゃうの。じゃあ予算に乗せないかね。これでケイツネ20億行くね。うほほっ。」などと言った。
- ・ 被告人は「またもうかっちゃうかもしれないね。これで上方修正できるね。」などと言っていた。
- ・ 被告人は非常にうれしそうに「そんなにもうかっちゃってんの。すごいね。」などと言っていた

ことが認定されている。

これらのホリエモンの発言は、いずれも、本件投資ファンドにおいてライブドア株式が売却され売却益が計上されるという報告を受けた段階で、ホリエモンが発した言葉であるとして認定されたものである。これらホリエモンの発言を予断なく冷静に見れば、ホリエモンはファンドでのライブドア株式売却につき、全て「もうかっちゃう。」と表現していることがわかる。ということは、これらの認定事実は、ホリエモンが本件ライブドア株式を利益取引だと認識していたことを如実に表していることになってしまう。

ホリエモンにしてみれば、株を売って利益が出た以上、それは会計上も当然に収益として計上されると考えていたのであり、それが収益計上の許されない資本取引に該当するという会計上の理屈は、会計の専門家に指摘を受けなければ分からない。本件において宮内以下のライブドア経理部門の社員や港陽監査法人の公認会計士あるいはそれ以外のいずれの

関係者においても、ホリエモンに、ライブドア株式売却益が会計上の資本取引に該当するため収益計上が許されないという理屈を指摘した事実は認定されていない。だからホリエモンは無邪気に「もうかっちゃう。」などと言って喜んでいるのである。

もとよりホリエモンが「本件各組合におけるライブドア株式売却益が会計上の資本取引に該当するため収益計上が許されないという理屈」を認識するための会計基準上のハードルは極めて高い。

ここで、自社株売却益に対する会計基準そのものを取ってみても、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の減少に関する会計基準」が制定されたのは平成14年2月21日なのであり、それ以前においては、被告人が誤認していたように、自社株の売却益を収益計上する会計処理が認められていたのである。この会計基準には自社株の会計基準を制定するに到った事情として次の記述がある。

「自己株式については、かねてより資産として扱う考えと資本の控除として扱う考えがあった。資産として扱う考えは、自己株式を取得したのみでは株式は失効しておらず、他の有価証券と同様に換金性のある会社財産とみられることを主な論拠とする。また、資本の控除として扱う考えは、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払い戻しの性格を有することを主な論拠とする。」

このように自社株売却益については、予てより、収益計上説（資産計上説）と資本取引説（資本控除説）が会計学説上並存していたのであり、これを旧商法における自己株式取得の原則解禁に合わせて、平成14年に、資本取引説をもって会計基準として採用したものである。上記の基準設定時の解説からも明らかなように、収益計上説は自社株の換金性という外形を論拠としており、資本取引説は自社株取引の対株主取引実質を論拠としている。ここで、資本取引説を理解するためには、旧商法における資本充実の原則や会計上の資本取引・損益取引区分の原則を知らなくてはならない。すなわち、会計上の基礎素養のないものが自社株売却益をみれば、その外形に注目してこれを損益取引と判断するのは極めて自然なのであり、従って、ホリエモンはきわめて自然に、本件ライブドア株式売却益が収益計上されると認識していたのである。

会計上の基礎素養のないものが、本件各組合のライブドア株式がライブドアの連結決算上自社株売却益に該当すると認識することもありえない。このような結論に到るためには、本件各組合によるライブドア株式の売却が実質基準によりライブドアファイナンスによるライブドア株式売却益と認定され、ここでライブドアファイナンスはライブドアの子会社であるから、本件株式売却益はライブドアの連結決算上自己株式売却益に該当するという、

多段階の連結会計基準上の理論演繹を行わなくてはならない。そしてこのように複雑な会計理論を演繹するためには、少なくとも子会社の損益取引が連結決算上は損益取引とはならないことがあること、及び、連結会計基準が実質支配基準を有していることを知らなくてはならない。ホリエモンが、本件各組合によるライブドア株式の売却が、連結上の自社株売却益に該当すると思うほうがおかしいのである。

仮に本件において、ホリエモンが、(自ら、あるいは第三者の指摘により) 本件犯罪事実を成立させる最低限度の会計基準を認知していたとすれば、前記認定された被告人の発言はそうはならない。ホリエモンは、本件各組合においてライブドア株式が売却され売却益が計上されようとも、それは連結決算上収益計上ができないことを知っているのであるから、とてもではないけれど無邪気に喜んでいる場合ではない。むしろ深刻に、

「そんなことをしても収益計上されないのでは意味がないではないか。」

と心配するのが自然である。ここで被告人が「もうかつちゃう。」などと言って無邪気に喜んでいるという認定事実そのものが、被告人の故意が全くなかったことの、動かし難い証拠と言わなくてはならない。

堀江被告人が違法性の事実の認識がなかった事は証拠上明らかであり、ホリエモンが「徹底抗戦」のなかで、

「何度もいうが、当然、私に犯意などない。」

というのは至極もったもんなことなのである。

4. 量刑不当

日本の粉飾決算史において、実現利益型粉飾決算が刑事罰の対象とされた事など一度もないことを指摘したが、本件ライブドア事件の悲惨さは、その実現利益の粉飾決算に対して宮内氏並びにホリエモンに実刑判決が言渡されたことであり、宮内氏ときた日には、なんと実刑を受け入れ服役までしている。

ライブドア事件以外の過去全ての粉飾決算事例においては、そこでの粉飾利益は架空なのであるから、その粉飾利益はいずれの決算期においても財務諸表への計上自体が否定されるべきものである。これらの粉飾は、いわば無いものを有とする詐欺型粉飾決算なのであり、その罪状は重い。また、過去の粉飾決算事件に比較して、ライブドアの粉飾額は悲しくなるほど少ない。山一証券事件の粉飾額は7428億円、日本債券信用銀行事件の粉飾額は1592億円、カネボウ事件の粉飾額は753億円、フットワークエクスプレス事件の粉飾額は1340億円である。これら罪状重き巨額の架空利益型粉飾決算においてさえ、被告人たちはことごとく執行猶予刑で済まされているのである。実現利益による53

億円の粉飾で実刑というライブドア事件は、その量刑の異常さにおいて突出している。

一審判決では、実刑という量刑判断に到った理由として、

「本件犯行は、損失額を隠蔽するような過去の粉飾決算事例とは異なり、投資者に対し、飛躍的に収益を増大させている成長性の高い企業の姿を示し、その投資判断を大きく誤らせ、多くの市井の投資者に資金を拠出させたというものであって、粉飾額自体は過去の事例に比べて必ずしも高額ではないにしても、その犯行の結果には、大きいものがあると思われることができる。」

などと訳の分からないことを言っている。一審判決は、粉飾決算を損失隠蔽型と成長偽装型に分類し、成長偽装型粉飾は損失隠蔽型粉飾に比べて、仮に粉飾額自体が高額ではなくとも、その罪状は重いというのである。

本件における量刑判断の不合理性には、さすがに東京高等裁判所も気がとがめたようであり、控訴審判決文において、

「このような視点からの分析、すなわち損失隠蔽型と成長偽装型とに分けての評価、すなわち后者では粉飾金額は高額でなくても犯行結果は大きくなるとする評価には注目すべきものがあり、本件に関しては上記説示の結論は是認できる。」

などと言っては、一審実刑判決の傷を舐めあっている。

ここで念のために言っておくと、裁判所がライブドア事件の量刑判断で示した損失隠蔽型と成長偽装型による粉飾決算という区分は、会計学上の根拠がない。ここで刑事司法における量刑判断とは、会計上の重要性の判断に該当するのであろうが、会計上の重要性の判断基準に関しては、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告第17号「重要性の判断基準について」（昭和49年10月23日）が、わが国で唯一公開された会計監査上の重要性の判断基準である。この重要性の判断基準では、重要性の判断基準には資産総額、純資産、純利益等に対する影響額としての量的重要性と、除外事項自体の性格に基づく質的重要性が総合的に判断されるべきものであることが記載されている。また、質的重要性に関する留意事項については、架空資産や簿外債務等の未実現架空利益は質的重要性が高い旨の記載はあるものの、「損失隠蔽型」と「成長偽装型」に区分した質的重要性の判断基準などここにも示されていない。

そこで、本件37億円のライブドア株式売却益について言及すれば、それが投資事業組合によって証券市場で売却され、現金決済された実現利益であることについては異論がなく、ここで問題とされているのは、それを経常利益とすることができず、資本剰余金とすべきであったという、企業会計原則の適用上の問題に過ぎない。ここで静態論的会計学の立場からすれば、経常利益は利益剰余金となるのであるから、経常利益も資本剰余金と同様、

会計上の剰余金であることに変わりはない。本件37億円のライブドア株式売却益の問題は、それを財務諸表内におけるどこに計上するべきか（損益計算書に計上するのか、貸借対照表に計上するのか）という、企業会計原則の適正適用の問題に過ぎず、架空利益の問題とは異なり、計上そのものが根本的に否定されるわけではない。

ライブドアの53億円の粉飾を構成するもう一方の15億円の架空売上の計上についても、それがライブドアの買収予定会社との間で合意され現金決済された実現利益であることについては異論がない。ここで問題とされているのは、平成16年9月期末までに本件売上の対象とされた売上に対する役務の提供が行われなかったという、収益の期間帰属の問題に過ぎない。すなわち、本件15億円の架空売上は、問題とされる平成16年9月期においてはその実在性が確認できない架空売上とされるのであり、だからと言ってその売上は、その後の決算期である平成17年9月期においても実在性の確認できない架空売上であることを意味しない。すなわち、本件15億円の架空売上の問題もまた、それをいずれの期の財務諸表に計上するべきかという、企業会計原則の適正適用の問題に過ぎず、架空利益の問題とは異なり、計上そのものが根本的に否定されるわけではないのである。

番号	評価項目	重度悪質認定
1	粉飾絶対額	100億円以上
2	利益に対する影響額	100億円以上
3	純資産に対する影響額	100億円以上
4	粉飾決算の連続性	複数事業年度以上
5	赤黒粉飾	当期純利益の赤黒粉飾
6	債務超過粉飾	債務超過隠蔽粉飾
7	粉飾による資金調達	粉飾による資金調達
8	架空利益・実現利益	架空利益

そこで、粉飾決算の悪質性を公平に判断するため、粉飾の重要性の判断のために一般的に使われている上記8項目に対して、評価項目毎の重度悪質性認定基準を設けて、ライブドアと近時の課徴金処分事件を比較一覧とすると、次の通りとなる。

粉飾量刑比較一覧表

(単位百万円)

番号	粉飾要素	IHI	トラステックス H	日興コーディアル	ライブドア

	課徴金	1,594	224	500	実刑
	粉飾開始	H18年9月	H17年9月	H17年3月	H16年9月
	粉飾終了	H19年3月	H20年3月	H17年3月	H16年9月
1	粉飾総額	20,418	3,704	18,749	5,346
2	利益影響額	20,418	2,413	18,749	5,346
3	純資産影響額	11,842	10,320	6,766	1,580
4	粉飾期間	1年2期	3年6期	1年1期	1年1期
5	赤黒粉飾	3段階利益	経常・純利益	○	経常利益
6	純資産粉飾	○	×	○	○
7	資金調達	○	○	×	○
8	粉飾利益の実現	×	×	×	○

悪質点数	5	5	4	0
------	---	---	---	---

粉飾決算事件に対しては、平成17年4月以降、証券取引法上の課徴金制度が導入されているが、上記の刑事罰を受けることのなかった粉飾決算事例に比較して、ライブドアの粉飾決算は、どこをどう取ってみてもはるかに悪質性が劣る。これではとてもではないけれど司法の公平性は保たれているとは言いがたく、しかも宮内氏ならびにホリエモンが実刑というのでは、もはや無茶苦茶とも言うべき量刑不当で、本件での量刑判断は歴史の批判に耐えられない。

5. 奇跡的ガバナンス

ホリエモンに本件粉飾決算の故意がなかった事を論証したが、ライブドア事件の特異性は、「ホリエモンに粉飾決算の故意は証拠上存在しない」といくら論証してみても、マスメディアでのホリエモンの外観上は、どうしてもそうは見えないことにある。ライブドア事件の証拠に直接触れる事のない国民の目には、「ホリエモンが粉飾を知らなかったことなどありえない」と見えてしまう。本件下級審は、このメディア主導による国民世論に押されるようにして、ホリエモンの実刑判決を出し続けた。

普通考えてみれば、ライブドアのような創業オーナー系上場会社の社長が、本件のような、「ファンドで売却されたライブドア株式売却益37億円が連結上資本剰余金となり利益計上できないものである」

という、決定的に重要な経営情報の報告を誰からも受けなかったり、

「15億円の売上につき、それが決算期末までに役務の提供を伴っていない」という経営異常事態を認識できなかったりすることなど、およそありえない。

これが非オーナー系の上場会社であれば、重要な経営上の意思決定には多くの専門家の検討が加えられるのであり、また、その結果責任を個人が負うことなどありえないので、従業員は、必要以上にしつこく、経営者に報告し承認を求めるものである。そしてその報告承認手続きの執拗さは、役員についても例外ではない。それが創業オーナー企業であれば、社長が全権限を支配しているのであるから、従業員並びに一般役員の報告承認はオーナー社長に集中する。これが社会の常識であり、したがって、国民世論も下級審判決も、この社会常識に従って、

「ホリエモンが粉飾を知らなかったことなどありえない。」

として誤った判断をしているのである。ホリエモンは、この点を覆さない限り、世論も、したがって最高裁も動かさない。

しかしながら、本件でのライブドアに限っては、創業オーナー系上場会社でありながら、経営上の重要な決定事項がオーナー社長に報告もされず、その承認もないまま実行されるという前代未聞の異常なガバナンス体制が、まさに本件粉飾決算期において、奇跡的に成立している。平成16年9月期のライブドアにおいては、ホリエモンは名目上のオーナー社長ではあっても、実質的な全権経営者は宮内氏だったのであり、宮内氏は、ホリエモンの承認などなくとも、重要な経営上の意思決定を独断で行えたはずである。事実として彼は、本件粉飾を独断で計画すると共に実行している。

しかも宮内氏は、

「堀江などお飾りに過ぎず、全て俺が単独で決めることができる。」

という本当のことを、あちこちで喋ってもいる。宮内氏は、本件における投資ファンドのライブドア株売却益を一部ちよろまかして懐も豊かなのであるから、まことに部下の面度見が良く、社内の人望も圧倒的に宮内氏に集中していたことが明らかとなっている。会社経費に細かかったホリエモンは、この間、メディア露出や選挙活動で忙しく、社内の人心掌握に失敗している。これでは普通の人はついて来ない。

本件下級審では、ホリエモンが腹心とも恃むべき部下たちが、こぞってホリエモンに不利な証言を連発し、弁護人の烈しいまでの反対尋問にも怯むことなく、一貫して、

「堀江さんは粉飾決算を知っていたはず」

とやってくれるのである。いくら検察官の執拗な証人テストや保釈・執行猶予を餌にした司法取引があろうとも、普通であれば、

「こんな証言をすれば、大恩あるホリエモンに申し訳ない。」

という感情が少しは出てこなければおかしい。だからこそ下級審は、宮内氏たちの業務上横領の事実を知りながらも、

「でも宮内たちの証言は信用できる。」

とせざるを得なかったのではないか？

本件下級審における弁護人は、事件当時におけるライブドアの奇跡的ガバナンスの立証をほとんど行っておらず、その勢力のほとんどを、検察側証人に対する挑戦的な反対尋問と宮内氏等の業務上横領の立証に費やしている。宮内氏等の業務上横領は許し難くはあっても、結果的に、その額は1億円強で、本件の全体構造からすれば微々たるものに過ぎない。これでは日本の裁判では勝てない。

6. 事件の真相

ライブドアは、ネット関連のメディア事業を中心に業容を拡大したものの、平成15年の上場以降は、事業構造が様変わりとなり、金融投資事業を主力とするファイナンス会社となっていた。ここでホリエモンは旧来のメディア事業を統括しており、宮内氏は金融投資事業の責任者であった。しかも、平成16年9月期のライブドアの経常利益が50億円で、本件の粉飾額が53億円であることから分かるように、この時点でのライブドアの利益はそのほとんどを金融投資事業が稼ぎ出していたのであり、ホリエモン統括のメディア事業は利益らしい利益をほとんど出していない。宮内氏は、

「ライブドアの利益は俺が稼ぎ出している。」

と、ずっしりと思っていたであろう。

従って、平成15年以降のライブドアは、宮内氏が実質的な経営者であり、ホリエモンはテレビやマスコミに出まくる広告塔に過ぎなかったと考えるべきである。事実として、ホリエモンが平成17年夏の衆議院選挙に広島から立候補した時には、ホリエモンは長期間にわたりライブドアの事業活動に従事できなかったはずであるが、その間も会社は問題なく運営されている。ライブドアは、ホリエモンがいなくとも（宮内氏がいる限り）何の問題もなかったと解釈できるのではないか。

宮内氏とすれば、

「ライブドアは俺が仕切っている」

と思っていたであろうし、それを対外的にも公言していた。ホリエモンとすれば、ライブドアの実態が既にファイナンス会社となっており、宮内氏が実質的に全てを仕切って、自分は単なるお飾りの存在になっていることを知りながらも、あえてその構造の上に乗っていただけなのではないか？細かい経費にうるさく、給与も大して出してくれないホリエモン

ンに対して、宮内氏は社内外の絶大な信頼を得ていた。宮内氏以下の幹部社員にとって、ホリエモンは、メディアに露出するライブドアの顔として活動してくれればそれでいい。だから、本件で問題とされたファンドの投資案件や決算上の事は、例の調子で、

「何で、何で？」

とうるさくホリエモンから追求されないように、適当に結果を繕うことに執着していただけないのではないか？メディア露出で忙しいホリエモンにとっては、増収増益という結果さえ出ているのであれば、ヤヤコシイ投資事業組合や連結決算のことなど、詮索する必要などあるはずがない。

宮内氏は、検察庁特捜部による強制捜査のあと大連から帰国し、ホリエモンに最初に出会ったとき、

「大変だね。ごめんね。」

と謝罪したことをその著書の中で明らかにしている。このときはまだ宮内氏は、検察庁特捜部の取調べに対して、

「ホリエモンは何も知らない。」

という本当のことを言って、ホリエモンを庇うつもりだったのである。

宮内氏がホリエモンの無関与を翻すのは、強制捜査後のホリエモンの「無責任な言動」に失望したからということになっている。宮内氏の著書「虚構」（講談社）によれば、ここでのホリエモンの無責任な言動とは次のようなことであると言う。

“それを堀江は、すべて「部下がやったこと」だと言い、「任せていたから知らなかった」「粉飾を認めるわけがない」と述べた。常識で考えても通らない理屈である。私だけでなく4人の部下が、口を揃えて「社長である自分に、罪を押し付けようとしている」とでも言うつもりなのであろうか。”（注3）

本件で問題とされている平成16年9月期におけるホリエモンと宮内氏をめぐるガバナンスの実態は、両名以外にはうかがい知れない事情があり、その実態を公表する事は、両名にとって辛いものがあるかもしれない。しかし、当時のライブドアのガバナンスの実態が理解されない以上、いくら本件粉飾に対してホリエモンに故意がないといったところで、それは宮内氏がいみじくも言うように、社会的には、

「常識で考えても通らない理屈」

になってしまうのである。

本稿での論証から明らかなように、ホリエモンは無実である。しかし不幸にして日本の刑事司法では、無実に対して無罪が出るわけではない。ましてや最高裁での逆転無罪など、

万に一つの確率でしか出たりはしない。ホリエモンが逆転無罪を取るためには、最高裁の司法手続きは必要条件ではあっても十分条件ではない。そしてその十分条件を満たすのは、最高裁が唯一恐れる国民世論しかないのであり、そのためにはどうしても事件当時のライブドアのガバナンスの実態を明らかにする必要がある。ホリエモンの逆襲の成否は、この一点に懸かっているといたっても過言ではないであろう。

2009年4月23日

公認会計士 細野祐二

(注1)

実の一つだけある。我田引水で気が引けるが、現在最高裁に上告係争中のキャッツ粉飾決算事件もまた、架空利益のない粉飾として、日本の粉飾決算史上特筆すべき刑事事件である。キャッツ粉飾決算事件における犯罪事実は次の通りとされており、判決文は粉飾決算と明言しながらも、そこでは架空利益どころか利益に対する影響そのものが一切問題とされていない。

第一の被疑事実 (平成14年6月中間決算の粉飾)

キャッツの経営陣は平成13年ころより自社株の株価操縦を行っており、その株価操縦の後始末として会社から60億円の金を出して自社株を購入し、その事実を隠蔽するために、本来経営者に対する貸付金とすべき60億円を、第三者に対する預け金として平成14年6月中間期の中間貸借対照表に表示した。

・ 第二の被疑事実 (平成14年12月決算の粉飾)

また、ここでの預け金をさらに偽装するため、多くとも6億5千万円しか評価できないポイントカード運営会社を60億円として過大に評価して買収し、平成14年12月期の貸借対照表に子会社株式60億円として計上した。

ここで第一の犯罪事実は、問題とされている60億円を預け金とするか貸付金とするかの貸借対照表内の表示科目の問題であり、仮に犯罪事実のとおりであるとしても、利益には一切の影響がない。また、第二の犯罪事実は、60億円の債権を対価として購入された子会社株式を個別財務諸表上いくらで表示すべきかという問題であり、仮に犯罪事実のとおりであるとしても、差額の53億5千万円を損失と処理すべきとされているわけでもない。もとより会計理論上そんなことができるはずもない。開示面を問題とするのであれば、主たる財務諸表である連結財務諸表では、ポイントカード運営会社の純資産が、多くとも6億5千万円どころか6千万円しかないという企業実態がありのままに開示されている

現行企業会計原則上、子会社株式は取得原価で評価され、時価は減損の際に考慮されるに

過ぎないのであるから、ひょっとして検察官は、60億円で買収した子会社株式を6億5千万円まで即時減損すべきと暗に主張しているのかもしれないとも思うのであるが、念のために言っておくと、現行の減損会計上即時減損という概念はない。減損会計においては、「減損の兆候」がなければ減損が認識されないのである。以下に証拠を示す。

「事業の立ち上げ時など予め合理的な事業計画が策定されており、当該計画にて当初より継続してマイナスとなることが予定されている場合、実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しない。」（「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第12項及び第81項）

キャッツは、ポイントカード運営会社を買収して、自己の事業との相乗効果による事業計画を立てて60億円の投資資金の回収を図ろうとしていたのであるから、キャッツにとって本件買収は「事業の立ち上げ時など予め合理的な事業計画が策定されて」いたのであり、そこで検察官の主張するように、そのポイントカード買収会社の直近の売買事例より逆算した評価額が仮に多くとも6億5千万円しかなくとも、それは買収における事業計画には何ら関係がない。すなわち減損の兆候などどこにもない。だいたい買収するや否や減損の兆候など出るはずもない。減損の兆候がないのであるから、減損などできるはずもないのである。

すなわちキャッツ粉飾決算事件は、企業会計原則に従った適正な財務諸表に対して粉飾決算が認定されている係争中の刑事事件ということになる。このような粉飾決算事件はもちろん日本の歴史上存在しないが、米国には一例だけある。1996年10月に発覚したコンチネンタル・ヴェンディング事件である。

問題とされたのは、コンチネンタル・ヴェンディング社の1962年の財務諸表で、この会社の前社長に対する債権350万ドルの担保に関する財務諸表の注記について粉飾決算が認定された。コンチネンタル・ヴェンディング社の1962年の財務諸表が企業会計原則に準拠した適正なものである事は明らかであり、ここでは貸借対照表及び損益計算書という主たる財務諸表ではなく、利益には影響のない注記について粉飾が認定された。この事件は、財務諸表の適正性について全米の会計・監査業界を大混乱に陥らせ、その後の歴史において、財務諸表の注記による開示は格段に進歩するところとなった。それでもコンチネンタル・ヴェンディング事件においては、財務諸表の重要な注記において虚偽記載があったのであろうが、キャッツ事件の場合は注記も検察官の主張以上に優れている。キャッツ粉飾決算事件は、人類史上最悪の冤罪粉飾決算事件として歴史に記憶されるであろう。

(注2)

したがって、任意捜査段階で自白調書に署名した小林・久野の両公認会計士は逮捕を免れ、在宅起訴となった。

(注3)

宮内亮治著「虚構」(2007年3月講談社刊) 119頁